

台湾定期便再開に係る台湾旅行会社及びメディア招請手配業務委託 仕様書

1 業務名称

台湾定期便再開に係る台湾旅行会社及びメディア招請手配業務委託

2 目的

令和5年5月10日からいわて花巻空港の台湾定期便が再開を受け、今後の台湾からの観光客の誘客回復を図るため、台湾旅行会社及びメディアの招請を行うもの。

3 実施期間及び人数

(1) 実施期間

令和5年5月10日（水）～5月13日（土）

(2) 人数

台湾旅行会社及びメディア 20名
同行するコーディネーター 1名 計21名
※招請者は県が指定する。

4 業務内容

別添行程表を基に、上記3参加者の来県対応に係る手配等を行うこと。
経費項目は別紙のとおりであること。

(1) 県内移動用借り上げバスの手配及び支払い

- ア 借り上げバスの手配及び支払いを行うこと（運転手含む）。
- イ バスは大型とし、参加者が持参するスーツケース等の荷物が収納できること。
- ウ バスは、上記3参加者に加え、5名程度が乗車する可能性があること。

(2) 宿泊場所の支払い

- ア 指定宿泊場所への支払いを行うこと。客室や食事の手配は要しない。
- イ 運転手に係る支払いを含む。
- ウ 下記(7)の通訳に係る支払いを含む。

(3) 食事の支払い（11日（木）、13日（土）の昼食）

指定食事会場への支払いを行うこと。予約の手配は要しない。

(4) 視察先施設への入場、体験等に係る経費の支払い

指定視察先における入場や体験等に係る経費の支払いを行うこと。予約の手配は要しない。

(5) 三陸鉄道への支払い

三陸鉄道（5月12日（金））の貸切列車及び昼食の支払いを行うこと。貸切列車及び昼食の手配は要しない。

(6) 記念品の手配及び支払い

- ア 上記3参加者全員への記念品の手配及び支払いを行うこと。
- イ 品目については、県と協議して決定すること。

(7) 通訳の手配及び支払い

- ア 全行程に台湾語の通訳を1名手配し、支払いを行うこと。
- イ 通訳の業務は、県内視察に係る部分であること（宿泊場所へのチェックイン後は、緊急時を除き、通訳を要しない）。

(8) 諸雑費の手配及び支払い

- ア バス駐車料金
- イ 高速道路利用料金
- ウ バス移動時の水（ペットボトル）500ml×2本/日×乗車人数
- エ Wi-fi
期間中、バス車内に1台用意すること。
- オ 上記3参加者の海外保険の加入及び支払い

(9) (1)～(5)の支払いに係る諸調整

請求書払いとするよう事前に各所と調整すること（現地で参加者が支払いを求められることがないようにすること）。

(10) 報告書の作成

業務実施状況を取りまとめた報告書を作成し、令和5年6月30日（金）までに県に提出すること。

(11) その他

ア 行程に同行する必要はないこと。

イ 県担当者との連絡調整が随時取れる体制をとること。

ウ 台湾旅行会社及びメディア側の都合等により、移動行程等に変更が生じる場合においては、県と協議の上対応するものとする。

5 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対してあらかじめ文書で協議しなければならない。

(2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(3) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定める。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(5) 個人情報の保護

受託者は、この契約による事務の処理又は事業を遂行するための個人情報の取扱いについては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

ア 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第66条第2項において準用する同条第1項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならないこと。

イ 受注者は、当該業務において取り扱う個人情報の管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び当該業務に従事する者（以下「受注業務従事者」という。）を指定し、実施機関に報告すること。

ウ 受注者は、利用目的以外の目的のために利用しないよう、受託事務等において取り扱う個人情報の使用目的、使用範囲等を明確にすること。

エ 受注者は、引き渡された個人情報の返還、廃棄等の時期を明確にすること。また、業務完了後も発注者に個人情報の保管を指示された場合は、その方法を明確にすること。その保管が完了したと

- きは、発注者の指示に従い、速やかに個人情報を返還し、又は廃棄すること。
- オ 受注者は、個人情報の運搬が伴う場合には、運搬の過程で個人情報が紛失等することがないように、受注業務従事者が直接運搬する等、運搬及び受渡しの方法について確実な措置を講じなければならないこと。
- カ 特記事項に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置を採る場合があり、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合があること。
- キ 個人情報の適正な取扱いを確保するため、実施機関は、別途報告又は資料の提出を指示する場合があり、その場合、受注者は、実施機関の指示に従うこと。